

研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ・ 情報学に関する総合研究，統計数理に関する総合研究，遺伝学に関する総合研究，極域科学に関する総合研究を情報・システム研究機構（以下「本機構」という）を構成するそれぞれの研究所において以下に記す計画により継続的に実施する。
- ・ 機構に新領域融合研究センターを設置し，各研究所の研究領域を越えた融合的研究を策定し，開始する。融合的研究テーマの策定のために研究所合同シンポジウムなどを開催し，機構全体の交流を図る。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・ 機構及び各研究所の総合企画室の産学連携・広報担当部署が連携して，研究活動や成果の社会への還元について具体的展開手順を策定する。
- ・ 産業界との連携の枠組みを設定し，具体的な連携を開始する。
- ・ 共同研究，受託研究，シンポジウム，公開講座等を開催し，研究成果の発信，特にネットワークを通じた発信の拡大を図る。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・ 機構及び各研究所の総合企画室の評価担当部署が連携して，研究の独創性の担保や社会貢献効果等の視点から，多様な評価基準の設定を試みるなど，多角的な評価を行うための体制作りを開始する。

各研究所の研究領域においては，以下の計画により進める。

(国立情報学研究所)

- ・ 情報基礎，情報・通信基盤，ソフトウェア，情報メディア，知能システム，人間・社会情報，学術研究情報等の情報学の基礎から応用に至る領域の先端的課題について，国際的水準の総合的な研究を展開するための具体的プロセスを明確化する。
- ・ 自由な発想と独創性に基づく基盤的研究課題(基盤プロジェクト)を縦軸におき，情報学の幅広い研究領域をカバーする国立情報学研究所(NII)の特性を活かした戦略的研究課題(戦略プロジェクト)を横軸におく二元的研究領域を展開する方針とし，そのための具体的方策，共同研究や外部資金による研究の位置づけ，研究者の役割分担等を明確にする。
- ・ 基盤プロジェクトでは，中長期の視点を持ちつつ独創性・新規性の高い成果の実現を目指し，個々の研究者の課題と研究所としての方向性との整合性を取る。ま

た、戦略プロジェクトとしては、重要度・先進度の高い研究課題を重点課題として企画し、それを推進するための方策を明らかにする。

(国立遺伝学研究所)

- ・ 分子遺伝学，細胞生物学，発生遺伝学，集団遺伝学，進化遺伝学，人類遺伝学，神経生物学，行動遺伝学，植物遺伝学，哺乳類遺伝学，構造遺伝学などの分野において，生命システムの個別メカニズムに関する研究を継続し，国際的に評価の高い雑誌・国際会議に発表する。
- ・ わが国におけるこの分野の中核として，上記研究推進のための研究班や共同研究グループを積極的に形成する。
- ・ ゲノム関連情報や多様な生物の情報を体系的に取得・収集・データベース化することを継続する。
- ・ これらをもとに，高度のバイオインフォマティクスを開発・駆使することによって，生命システムの計算機モデル化・シミュレーション及び理論化を行い，生命システムの全体像解明を目指す研究を開始する。
- ・ 非常に優れた若手研究者による新分野創造研究活動を組織し，支援する。

(統計数理研究所)

- ・ 統計基礎数理，データ設計と調査，予測と知識発見，制御と管理，計算と推論などにかかわる基礎的及び実用的な研究を推進する。
- ・ 現象の不確実性と情報の不完全性に対処するためのモデリングの科学，データの科学，数理科学，計算科学の研究を推進する。
- ・ 統計数理にかかわるメタウェア，ソフトウェア及びコンテンツなどのコンピュータ及びネットワーク上の統計資源の研究開発を行う。
- ・ 情報とシステムという視点から予測発見及び不確実性のモデリングとリスクの管理の研究の新分野を開拓する。

(国立極地研究所)

- ・ 極地が有する科学的価値に基づき，地球科学，環境科学，太陽地球系科学，宇宙・惑星科学，生物科学などを包含した先進的総合地球システム科学を推進する。
- ・ 極域を地球のサブシステムあるいは宇宙及び惑星の窓として捉え，新たな先進的プロジェクト研究及び開発研究開拓の可能性を調査研究する。
- ・ 南極地域観測統合推進本部が推進する南極観測事業について，積極的に参画し，学術研究観測，設営等の中核的役割を担う。
- ・ 極域における諸現象の変動を監視するモニタリング研究観測を継続実施するとともに，南極観測事業の安全と効率を高めるための設営工学的な研究を行う。
- ・ わが国における極域科学のナショナルセンターとして，極域の研究を推進するとともに，極域科学，極域観測及び極地に関する諸情報提供を積極的に進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・ 4 研究所をベースとする基盤研究体制に加えて、機構に新領域融合研究センターを設置し、生命・地球システムを中心に、領域を超えた研究体制を合わせて形成する。
- ・ また、総合企画室を設置し、その下に研究企画機能、評価機能、産官学連携機能、広報機能を持たせ、各研究所の研究企画、評価、産官学連携、広報担当部署と連携して機構全体の研究運営を機動的・戦略的に実施するための体制を整備する。
- ・ ポストドクトラル・フェロー、研究支援員等の配置を充実させるための方策を検討する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・ 各研究所の基盤的研究、及び実施する共同利用活動に応じた研究・開発事業資金配分を行うとともに、融合研究センター等における融合的研究に配慮した研究費を配分する。また、各研究所では、個々の研究所の独自性に基づく研究資金の配分・執行を行う。
- ・ 基盤的研究経費とプロジェクト研究経費に分け、後者については、評価に従って重点的に配分を行う。前者については、独創性・新規性の高い成果を中長期に期待するために安定的な配分を行う。
- ・ 科学研究費補助金、科学技術振興調整費等外部の競争的研究資金を積極的かつ戦略的に申請する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 研究・事業等施設設備については効率的利用に努めるとともに、各研究所内・機構内の有効利用を図る。
- ・ 国内外との共同研究のための研究設備や会議・宿泊等の施設の確保に向けた検討を行う。
- ・ 電子ジャーナルを含む図書雑誌の整備を図る。所内ネットワークの安定性向上のための整備を進める。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・ 機構本部の総合企画室に、知的財産本部機能(法人内 TLO)を含む産官学連携室を置き、各研究所の産官学連携部署と協力して、特許の取得や研究成果のデータベース化と、その普及の体制の整備を開始するとともに、産業界との連携により、研究成果の実用化・移転を促進する方策を検討する。
- ・ 大学共同利用機関法人の連合による知的財産プログラムのもとに、個々に知的財

産のための組織作りと運用を開始する。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・ 機構及び各研究所において、機関及び研究者の研究活動に関する報告作成及び公表の方策を検討する。また、外部の有識者等からなる評価委員会による評価、及びそれらを研究活動の一層の活性化と質的向上に活用するための方策を検討する。その際、独創性や社会への貢献効果等の多様な観点や中長期的な視点による研究推進を可能とするように配慮する。

各研究所個々においては、研究領域に適合した以下の方策を講じる。

(国立情報学研究所)

- ・ 企画推進室及び所長室により、活動の検証や各種評価に基づき、研究体制の随時の見直しと研究課題毎の研究者の配置をプランする。
- ・ 研究系毎の基盤的研究体制と戦略型プロジェクト研究体制の二次元研究体制を整備する。
- ・ 企画推進室、N I E イブニングフォーラム等により戦略型プロジェクトのプロモーション体制の強化を進める。
- ・ 学術関連データベースやソフトウェア等、学術コンテンツの蓄積・整備・発信による学術共有材としての知的財産創出にも努めるとともに、学術の進行に貢献するための提供方法について検討を進める。

(国立遺伝学研究所)

- ・ 引き続き、原則として助教授以上を代表者として研究グループを構成し、そのための施設等を整備する。
- ・ 知的刺激をより高める環境形成のために、内部交流セミナーや外部セミナーを充実させ、また食堂を整備する。これらにより、それぞれのグループの自主性を最大限尊重するとともに、グループ間の共同研究を推進する。
- ・ 研究分野や状況に応じて、比較的多人数の研究グループを構成するなど、適切な体制作りを行う。
- ・ 研究センターにおいては、研究事業を担当する教員の役割と評価基準を明確にする。
- ・ 「目指すべき研究の方向性」に対応した再編に向けて組織の見直しを開始する。
- ・ 研究事業については、外部資金を中心に中長期的な経費の確保に努める。

(統計数理研究所)

- ・ 平成15年度に立ち上げた「予測と発見戦略研究センター」の充実を図るとともに、「不確実性のモデリングとリスクの管理」に関わる研究センターの創設の準備

備をする。また現在の研究系，センター，技術課の来年度における抜本的再編に向けて準備を行う。

- ・ 基盤的研究系においては，個々の研究者の創造性を伸長させる体制を組むとともに，先端的課題に取り組む研究系を越えたプロジェクトグループを設ける。

(国立極地研究所)

- ・ 研究組織の見直しを行い，基盤研究グループとプロジェクト研究チームからなる研究教育系を中心に，情報環境やデータ・資料の整備，モニタリング等を担うセンター群からなる極域情報系及び南極観測事業・北極観測を運営する極域観測系の整備を目指し，研究者の適切な配置及び業務分担を試行する。
- ・ 各研究者は基盤研究グループに所属し，研究者個人の主体性・自主性に基づく基礎研究を行うとともに共同研究や大学院教育に参画し，研究所の基盤となる学術研究を推進するまた，先端的な，あるいは分野横断型プロジェクト研究，開発研究，萌芽的研究を推進するプロジェクト研究チームを創出し，研究分野の壁を越えた有機的な研究体制を指向する。

2 共同利用等に関する目標を達成するための措置

(1) 共同利用の具体的方向性

- ・ 本機構の共同利用においては，大学共同利用機関として，大学では維持できない研究装置や環境の提供並びに学術情報基盤の整備・充実を行うとともに，関連研究分野との協同や社会貢献及び産学連携を視野に入れた共同研究を推進する。
- ・ 本機構の設備の活用や開発・事業の展開において，規模や組織の面で大学等の機関では実施することの難しい研究を行い，本機構のカバーする領域や関連する領域における研究活動の振興策を主導的に行う。

以上の方向性のもとに，各研究所において以下の年度計画を進める。

その際，共同利用においては，施設設備の使用を無償とするなど，特に学術研究の萌芽育成に配慮する。

(2) 共同利用等の推進体制及び評価体制に関する具体的方策

- ・ 機構本部に総合企画室を設置し，共同利用機能の一層の効率化，新規企画の立案を行う。また，本部広報機能は，各研究所広報機能と連携して共同利用の推進，マーケティング等を行う。
- ・ 研究領域毎のそれぞれ特色のある共同研究を推進するために，各研究所に研究企画推進室等の機能を設け，共同研究の戦略的展開や新規企画等実施する。
- ・ 開発事業については，外部の研究者を含む運営委員会等を設置し，審査方法等外部に開かれた体制のもとで事業の評価・推進を図る。また，各研究所にアドバイザ組織等を設置し，共同研究の企画，推進，評価機能の強化を図る。特に共同研

究や事業の評価では、適宜外部も含めた委員会等を組織して実施する。

- ・ 共同利用公募要項を定め、Web 等を通じて広報し、テーマ提案参加型等の各種公募型共同研究を継続推進するとともに、一層広く参加メンバーを募る連携研究センター型共同研究を開始する。さらに特定のテーマについて、他の研究機関との個別協力に基づく共同研究を推進する。また、進行中の活動や成果は Web 等を介して公開に努めるとともにデータベースや刊行物としても公開する。
- ・ 研究分野やテーマ毎のシンポジウムや各種研究会を開催し、共同研究の研究成果発表や研究討論、研究計画検討を活発に行う。
- ・ 事業と研究を高いレベルで両立させ共同研究を推進するために、研究はもとより事業への適性のある職員の確保につとめ、事業専任教員、研究事業支援者等を配置するなど、柔軟かつ多様な人事配置に努める。

各研究所においては、研究領域に適合した以下の方策を講じる。

(国立情報学研究所)

我が国の大学等の学術情報基盤の整備・流通を行う開発・事業を、ネットワーク、情報コンテンツ等の直接関連する課題の先進的研究との不可分な両輪運用により実施する。

学術情報基盤の整備運用事業（ネットワーク関連）

- ・ 先端的研究を一層促進すべく、スーパーSINET ノードを整備（複数ノード増設）するとともに、動画像及び遠隔授業等の大量データに対応できるネットワーク基盤を整備するため SINET の回線速度の増強を図る。
- ・ 国際共同研究の促進を図ると同時に国際的情報流通の拡大に対応すべく、国際接続の回線速度の増強を行う。
- ・ セキュリティ対策等の安全性を向上させ、学術情報ネットワークの一層の 24 時間安定運用を進めるべく、外部委託による運用体制の強化を図る。

学術情報基盤の整備運用事業（コンテンツ関連）

- ・ 学術情報の発信・流通・利用を効率的に行うことを可能とするため、学術コンテンツポータル機能の展開を企画立案すると共に、コンポーネントとなるシステムの整備・拡充・開発・運用を進める。
- ・ 国立情報学研究所並びに外部の電子ジャーナル等の学術論文情報を統合し、学術情報への効率的なアクセスを可能とするための、論文情報ナビゲータの構築を進め、試験提供を行う。
- ・ 図書情報ナビゲータ（WebCAT Plus）においては、洋図書及び雑誌情報のコンテンツ拡充を図る。
- ・ 研究課題・成果情報をインターネット上で提供するためのシステムを開発し、一般に公開する。
- ・ 目録所在情報サービスにおいては、大学図書館等が所蔵する多言語資料を中心に

した遡及入力事業を開始する。

- ・ I L L 文献複写等料金相殺サービスを開始して大学図書館等の学術情報流通の利便性向上を図る。
- ・ グローバル I L L サービスの日韓間への拡張のため、大学図書館等との協力の下、韓国との I L L システム間リンクの開発を行う。
- ・ 国際学術情報流通基盤整備事業においては、参画学協会の公募を行い、電子ジャーナルパッケージの拡充を図るとともに、大学図書館等とのサイトライセンスの拡大を進める。また、日本及びアジアの学術情報の流通基盤の現状と改善に向けた共通認識と相互理解を深めるため、大学図書館と学協会との連携による学術コミュニケーションセミナー等を行う。

IT人材研修事業等

- ・ 学術情報ネットワークの形成と運用に関する研修として、情報セキュリティ研修、情報ネットワーク管理担当者研修等を継続して実施する。
- ・ 学術コンテンツポータル機能の形成と運用等に関する実務研修として、総合目録データベース実務者研修、学術ポータル担当者研修、目録システム講習会等を継続して実施する。
- ・ 先端的 IT 発展に必要な人材養成のため、学術情報リテラシー教育担当者研修を行う。
- ・ 学術情報流通にかかわる指導的・中核的人材の養成のため、大学図書館職員講習会の実施とタスクフォースの積極的な受入を行う。
- ・ これまでに整備したインターネットを介した自習環境を活用し、学習機会の一層の拡大を図る。また、コミュニティ創造型遠隔教育ソフトウェア（Net-Commons）による遠隔教育環境の整備を行う。
- ・ 国立情報学研究所の事業に関連して大学・学会等が独自に実施する講習会等の事業に対して、講習用資料の提供やカリキュラム相談等の支援を継続して行う。
- ・ 関連機関と協力して、海外の学術研究機関の研究支援職員を対象とした日本研究情報専門家研修及び目録システム講習会を実施する。

（国立遺伝学研究所）

DNAデータバンク（DDBJ）事業

- ・ 引き続き世界3極の協力体制を維持し、国際的拠点として機能させ、高品質で付加価値の高いデータベースを提供する。
- ・ このために、人材養成やアノテーション能力の拡充計画を策定し開始する。
- ・ 外部資金等により、生命情報科学の先進的な研究開発を開始する。

系統保存（生物遺伝資源）事業

- ・ 引き続き、マウス、ショウジョウバエ、イネ、大腸菌などの学術研究系統の開発・保存・分譲について、我が国のナショナルセンターとして機能する。

- ・ また，我が国の関連事業の連携・調整を行う。
- ・ 広い範囲での寄託・利用を推進するために，研究現場の実情を十分考慮した研究試料移転同意書（MTA）の整備をおこなう。

生物遺伝資源データベース事業

- ・ 我が国の窓口として生物遺伝資源情報（所在，特性など）のデータベースの構築を継続する。
- ・ 新たな生物資源への拡充を策定し，それぞれの研究コミュニティとの連携を開始する。
- ・ オントロジーを整備し他の情報と統合化する計画を策定し，開始する。

DNAシーケンシングセンターの機能

- ・ 比較ゲノム研究の拠点として，様々な生物種のゲノム/遺伝子配列決定を継続し，DDBJ と連携して速やかな情報公開を行う。
- ・ 配列決定生物種の選定や運営のために運営委員会をおき，生物進化，研究戦略，国益も考慮して研究コミュニティと連携する。
- ・ 国内の他の大規模 DNA シーケンシング機関との連携を協議する場を設置する。

（統計数理研究所）

統計数理の中核研究機関として，内外の研究者との共同研究を組織的に推進する。

分野横断型研究の推進

分野横断的な科学研究の振興に中核的役割を担う。

先進的科学技术計算資源の提供

ハードウェアとソフトウェアの両面において先進的科学技术計算能力を維持する。

統計数理コミュニティの研究者を組織するプロジェクト研究の推進

当面，基礎理論関係，計算と最適化，時系列，調査理論，理工学関係，宇宙・地球科学，生物・医学，人文・社会科学，環境科学，その他の10の専門分野に分けて，研究プロジェクトを実施する。

統計リソースの共同利用

インターネットを通して物理乱数発生装置やソフトウェアなどの統計リソースの共同利用を推進する。

統計数理人材研修事業

データの設計をはじめ，統計的情報処理の先端的技術に通じた研究者及び実務家を養成するための公開講座事業を推進する。

（国立極地研究所）

南極観測事業

南極地域観測統合推進本部が推進する南極地域観測事業の実施において中核的役割を担い，ナショナルセンターとして国際的交流を図りつつ高いレベルの研究観測を企画実施する。同時に極地観測に関わる設営活動を行い，また観測プラットフォームの充実を図る。また，観測隊の編成を立案し隊長及び隊員の推薦を行うとともに，

隊員の健康判定，訓練，安全教育を行う。

南極研究科学委員会（SCAR）による国際的共同研究を推進するとともに，南極観測実施責任者評議会（COMNAP）を通じた国際協力を推進する。

第 45 次南極地域観測隊の越冬観測を支援するとともに，第 46 次隊の準備，派遣を行う。

北極観測事業

国際北極科学委員会（IASC）をはじめ，その他の国際研究機関等と連携し，北極域での国際共同研究等を積極的に推進する。

スバルバル・ニーオルスン国際観測基地の観測拠点の観測施設・設備の維持及び高度化，効率化を図り高度な観測研究基盤を提供する。さらに，欧州非干渉散乱レーダ（EISCAT）やアイスランドにおける国際共同観測研究拠点群に加え，新たな拠点の展開を検討する。

北極環境特定領域研究に基づく観測を推進するとともに，新しくスバルバル・ロングイヤービンへの研究観測拠点の設置を検討する。

センター等を中心とした研究支援

南極観測における中・長期的モニタリング観測遂行のための定常的業務を担うとともに，極域観測で取得した各種データのアーカイブやデータベースを作成し，取得した資試料を分類・保管・整理する新しい極域研究資源センターの充実を図る。

計算機システムの処理能力の向上と環境の整備，データベースシステムや Web サーバなどの整備と公開とともに，所内外 - 南極間のネットワーク環境を整備する。

隕石のデータベースの充実，公開を検討するとともに，試料を必要とする全世界の研究者に向けて，適切な方法で試料の配分を行う。

図書・研究資料の組織的収集に努めるとともに，極域観測の報告や極域科学研究の成果の刊行，出版を推進する。

3 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置

総合研究大学院大学との連携

- ・ 総合研究大学院大学との緊密な連携・協力により大学院教育を行う。
- ・ 国立情報学研究所（情報学専攻），統計数理研究所（統計科学専攻），国立極地研究所（極域科学専攻）は新たに改組する複合科学研究科の基盤研究所となる。5 年一貫制導入を検討する。
- ・ 国立遺伝学研究所（遺伝学専攻）は生命科学研究科の他の専攻（分子生物機構論専攻，生理科学専攻）と連携して，5 年一貫制大学院教育を導入し，実施する。

他機関等との連携による取り組み

- ・ 大学等との連携・協力により大学院教育に協力する。このため，他大学所属の大学

院生を特別共同利用研究員として受け入れ（受託大学院制度）専門的研究指導を行うとともに、他大学との単位互換システムを検討する。

- ・ 国際的な大学間協定による協力、産官学連携の強化等により、入学者の質的量的増大を図り、国際的・先駆的な教育指導を行う体制を検討し実施する。
- ・ 連携大学院制度に基づく教育協力等を推進する。

教育の質的改善への取り組み

- ・ より多数の教員が総研大の教育に参加し、個々の大学院生に対応したきめ細かい指導体制を構築する。
- ・ 国際コースの充実、英語教育プログラムの強化を図り、国際的な場で活躍できる人材育成のため、大学院生を積極的に国際会議や海外研修に派遣する機会を与える。
- ・ 各研究所の特色を生かし、各種の研究施設や研究活動を有効に活用し、大学院生の研究環境を整備する。
- ・ 特に国立極地研究所においては、大学院生の極域フィールドでの観測研究の機会を拡大すべく体制を整備するとともに、南極観測への参加を容易にする方策を検討する。

(2) その他の人材養成に関する目標を達成するための措置

- ・ 日本学術振興会特別研究員のほか非常勤研究員、産学官連携研究員等、ポストドクトラル・フェローを中心に内外から幅広く研究員を受け入れ、高い研究能力をもつ研究者を養成する。
- ・ 受託研究員などの制度を活用し、共同研究、研究プロジェクトへの産業界メンバーの参加を促進する。
- ・ 各研究所の研究事業と関連した各種の教育プログラムを強化・拡充し、若手研究者や専門技術者の養成を図る。

4 社会貢献・その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 各研究所をベースとした社会連携、国際交流を強化するために、ホームページの充実による成果のわかりやすい公開、研究所一般公開や一般市民向け公開講座・講演会・展覧会等を企画・実施し、研究所（機構）への理解を広く地域社会に浸透させる。
- ・ シンポジウムや公開講演会に当っては、国内外の著名な研究者を招聘する企画を定期的に催すなど、社会へのサービスの向上にも資することを検討する。
- ・ また、ネットワーク型電子学習システム、ネットワークライブ中継等のネットワーク手段の強化により、情報化社会に即した社会貢献の展開を図る（国立情報学研究所）。
- ・ 研究所毎の特質を活かし、それぞれの共同利用事業や地域に即した社会・地域貢献を

行う。

- ・ 学術コミュニティの活動・成果の横断的発信の強化，研究所が有する学術情報資源を利用可能とするインターネットツールの公開，学術・文化財のアーカイブ等を通じて社会貢献の強化を図る（国立情報学研究所）。
- ・ 遺伝学電子博物館を充実させ市民が遺伝学・生命科学に容易に触れる機会を作るとともに，地域社会や各界各層からの研究所見学依頼を可能な限り受け入れる（国立遺伝学研究所）。
- ・ 統計数理に関連する専門的講座，一般向け統計学基礎講座を充実するとともに，統計相談窓口の体制整備及び相談内容のレベルに応じた対応を図る（統計数理研究所）。
- ・ 展示，公開を目指す極域科学館（仮称）構想を検討する（国立極地研究所）。

産官学連携の推進に関する具体的方策

- ・ 本部の総合企画室の中に産官学連携室を置き，また，各研究所に産官学連携担当を置き，各研究領域における産官学連携を強化するとともに機構全体の産官学連携を推進する方策を検討する。
- ・ 共同研究の拠点として，産業界や民間，公的研究機関との研究協力の円滑・効果的な推進のための体制を整備し，産業界からの研究員・技術者の受け入れを推進するとともに，戦略的研究テーマの企画・推進，産業界アドバイザ組織の設置，研究交流協定の締結，大規模共同研究プラットフォームの推進等により，産業界との共同研究等の産官学連携を活性化する方策を策定する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・ 各研究所の特性を活かし，研究協力・活動協力協定の推進，国際アドバイザリボードの充実，大学院国際コースの発展の方策を検討・実施する。これらを通じて研究教育面での国際交流や国際協力を進める。
- ・ 外国人客員教授，外国人研究員等の制度により外国人研究者を積極的に招聘する。また，在外研究員等の制度により若手研究者の海外派遣を推進し，国際的な人的交流を促進する。
- ・ 研究所の成果公開を含め，戦略的かつタイムリーなテーマのもとに国際シンポジウムや公開講演会を開催する。第一線の一流の外国人研究者を招聘し，研究者の国際交流と研究の活性化を図る。
- ・ 各研究所の国際的役割に応じて，国際的共通課題のプロジェクト研究，国際的研究プラットフォーム構築を推進するとともに，国際的協力体制における日本の代表機関としての活動を推進する。具体的には以下を企画・実施する。
- ・ 情報学研究・発信の我が国の窓口としての機能強化のために「グローバルリエゾンオフィス」を設置し，企画・活動推進を行う（国立情報学研究所）。
- ・ 事業毎の国際的な分担に応じ，運営委員会・諮問委員会などの評価のもとに国際

- 協力を推進する（国立遺伝学研究所）。
- ・統計数理研究における我が国の拠点として国際協力を組織的に推進する（統計数理研究所）。
 - ・南極条約体制の維持・発展に努めるとともに、各国の極地研究機関との間で、極域研究、観測さらには設営についての協力を推進し、必要に応じて協定を取り交わす（国立極地研究所）。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) 機構の経営戦略の確立に関する具体的方策
- ・役員会においては、経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえ、機構の予算・決算、人事、組織の設置・改廃、自己点検及び評価、共同研究計画、大学院教育等の重要事項について審議する。
 - ・研究所長会議を置き、研究所業務の執行について、研究所間の調整及び役員会等への意見の具申等を行う。
- (2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
- ・理事は、研究、教育、管理・運営、労務、財務・会計、総合企画、社会連携、国際交流等を分担する。
 - ・機構本部に事務局を置くとともに、研究者が参画する総合企画室を置き、研究企画、評価、産学官連携及び広報等について企画・立案体制を構築する。
- (3) 研究所長等を中心とした機動的・戦略的な大学共同利用機関運営に関する具体的方策
- ・研究所に必要なに応じて運営執行の中核的組織を置き、研究所長が主宰する。
 - ・各研究所に外部有識者が参加する運営会議を置き、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議事項の一部を研究所に付託して、機構運営の迅速化を図る。
- (4) 研究者・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
- ・機構本部の総合企画室における評価、産学官連携、広報等の任務において効率的な運営を図るために、研究者と事務職員とが一体となって協議する体制を構築する。
- (5) 機構全体的視点からの戦略的な機構内資源配分に関する具体的方策
- ・各研究所への研究・教育等の基盤的経費は、各研究所の活動に基づく資源配分を基本として行い、これに加えて機構の重点事項である「新領域融合研究センター」の立ち上げに対して配分を行う。

- (6) 外部の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
 - ・ 機構運営において、財務会計や人事労務の外部専門家を必要に応じ活用する。
 - ・ 各研究所においては、それぞれの特性に応じて、社会の意見を積極的に反映させる仕組みを構築する。

- (7) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策
 - ・ 内部監査体制を確立するため監査計画の策定を行う。

2 研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- (1) 研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・ 研究組織の見直しに当たっては、研究所のミッションに基づき世界的水準の研究を推進すること及び新分野の開拓のための研究組織の最適化を慎重に検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- (1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - ・ 機構本部は、研究所の研究・教育・事業・社会貢献等が機構の目標と計画に沿って十分な成果を挙げているかどうか、成果が不十分な場合は何が欠けているかを、第三者評価、機構の自己点検評価及び研究所の自己点検評価を基に、総合的な視点から検証する方策を検討する。
 - ・ 各研究所においては、その検証と連動して各研究所における人事評価の在り方を検討する。

- (2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・ 各研究所長の裁量により、各研究所の職員を配置する。
 - ・ 各研究所における研究教育職員の配置に当たっては、研究・教育・事業・社会貢献・管理運営のいずれかに重点を置いた配置を可能にするよう仕組みを検討する。

- (3) 任期制・公募制の導入など研究者の流動性向上に関する具体的方策
 - ・ 研究教育職員の任期制については、その適用範囲の在り方を検討する。また、研究教育職員の機動的確保のため、外部資金による若手研究者の任期付き採用を検討する。
 - ・ 研究教育職員の採用は、公募制を原則として行う。

- (4) 事務職員・技術系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - 事務職員・技術系職員等の採用について
 - ・ 事務職員・技術系職員の採用は、国立大学法人等職員採用試験を活用する。
 - ・ 専門的能力を有する人材を確保する必要がある場合には、一定の能力・資格の保有者を対象に選考採用を行う。

- 事務職員・技術系職員等の各業務に関する専門的な研修の実施に関する計画
- ・事務職員・技術系職員等には、それぞれの職種毎に必要な応じた専門的な研修を実施し、専門性の涵養を図る。

国立大学法人等との人事交流，合同研修会等の実施に関する計画

- ・事務職員・技術系職員等の人事の活性化及び幅広い知識経験の修得等の観点から，他の国立大学法人等との人事交流を実施する。
- ・職員の研修については，相互啓発及び効率化の観点から，他法人等との合同による研修を実施するとともに，他法人等が実施主体となっている研修も活用する。

(5) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・職員給与については，適切な人事評価の在り方を目指し，検討を開始する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・本部事務局と研究所事務の在り方を，研究の特性に十分配慮した上で，簡素化・合理化・効率化を図り，その機能及び業務分担の明確化を図る。
- ・本部事務局で一元処理可能な事務を抽出し事務の簡素化を図るための方策を検討する。

(2) 事務処理の簡素化及び迅速化の具体的方策

- ・事務情報化を積極的に推進するとともに，機構内研究所の事務処理の迅速化，効率化を図る。
- ・業務の事務手続きについて，決裁手続きの見直し，権限の委譲等により，事務の簡素化を図る。

(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・費用対効果を勘案しつつ，アウトソーシング対象業務を整備する。
- ・専門的業務については，外部の専門家（弁護士，社会保険労務士等）との顧問契約等により省力化，効率化を図る。

(4) 国立大学法人等との共同業務処理に関する具体的方策

- ・事務系及び技術系職員採用試験の共同実施に参画する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・政府関係機関，各種団体及び民間企業等が公募する各種研究助成金等，国内外の各種研究助成金等の公募情報の収集・周知，申請書類作成等のアドバイス制度な

ど、外部資金獲得の戦略的体制を検討する。

- ・ 産業界や地域等との連携を促進するために、政府主催の産学官連携推進会議への参画など、各研究所の成果の積極的な公開・広報活動を行うとともに、企業や地域等の研究ニーズを体系的に収集し、法人として適切な連携企画の立案・推進を行う。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

国立情報学研究所の一部有料の情報検索サービスについて、科学技術振興機構(JST)等との役割分担に基づき、学術分野の社会貢献の視点を踏まえ、有料・無料を含め課金制度の在り方の検討を行う。

特許、出版物、ソフトウェア、データベース、講座等の研究成果に基づく収入増の方途を探る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理運営コストの低廉化を図るため、費用対効果を勘案し、事務の簡素化・合理化・効率化・情報化の推進など経費の抑制に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用管理を図るため、既存資産の活用状況に関する実態把握を実施する。

自己点検・自己評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

自己点検・評価の具体的実施方策のための体制の整備

- ・ 機構本部及び各研究所においては、自己点検評価体制及び評価実施システムについて検討する。

自己点検・評価の具体的実施方策

- ・ 機構全体及び各研究所を評価対象の単位とし、それぞれにおける研究・教育・事業・社会貢献活動等の自己点検・評価を定期的実施する。
- ・ 自己点検・評価、外部評価及び国立大学法人評価委員会等の評価結果等は、機構のホームページに掲載し公表するとともに、適宜刊行物等にまとめ関係機関等に配布する。

(2) 評価結果を機構運営の改善に活用するための具体的方策

- ・ 自己点検評価、外部評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果は、機構内及び研究所内の諸会議に報告し、機構及び各研究所の活性化のために活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 機構及び大学共同利用機関情報の積極的な公開，提供及び広報に関する具体的方策

情報の積極的な公開，提供及び広報の具体的実施方策のための体制の整備

- ・ 機構本部と各研究所にそれぞれ広報担当を置き，情報の公開，提供及び広報活動の充実に努める。

情報の積極的な公開，提供及び広報の具体的実施方策

- ・ 情報の提供に当たっては，機構本部と各研究所に情報公開ルームを設置し，国民の利用に供するとともに，ホームページでは，研究者情報，研究活動・成果情報，大学院情報，事業情報，出版物情報等の情報をタイムリーに発信し，常に一般利用者が分かりやすく検索しやすいものを目指し，利用者等の意見を反映させるシステムの構築を検討する。
- ・ 定期的な記者会見発表等のメディアを活用した情報発信を検討するとともに，イベントへの研究成果の出版を行う。
- ・ 機構本部は，機構の概要，広報誌等の出版物を発行し，各研究所においては，研究分野の特性を重視した情報発信を強化するとともに，大学共同利用機関としての研究所の概要，広報誌等も発行し，広報に努める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用などに関する目標を達成するための措置

(1) 国立極地研究所及び統計数理研究所の立川地区移転に関する具体的方策

- ・ 機構本部に立川地区移転準備事務担当を置く。
- ・ 契約等の諸準備を円滑かつ計画的に進める。

(2) 施設設備の整備・有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ・ 施設設備の現状を総合的に把握するための基礎データを収集，整理する体制を作る。
- ・ 基礎データをもとに施設設備の整備・有効活用及び維持管理を計画策定する体制を作る

2 安全・衛生管理に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・衛生管理・事故防止に関する具体的方策

- ・ 各事業場毎に安全・衛生に関する委員会を設置し，所要の事項を審議するとともに，教職員に対し，安全・衛生管理等の重要性を周知・徹底し，未然の事故防止に努める。

危険物等の安全管理体制の整備について

- ・ 放射性同位元素，実験動物，微生物等については，その保有量を管理するシステムの導入を検討するとともに，実験廃棄物，実験系排水については，その処理のための体制を整備し，周辺環境汚染の防止に努める。

衛生管理体制の整備について

- ・ 労働安全衛生法等に定める事項について，安全衛生委員会の設置や衛生管理者・産業医の設置など所要の整備を行い，教職員及び学生の安全・衛生の徹底を図る。
- 事故防止の対策と発生時の対処について
- ・ 緊急連絡体制を構築してマニュアル化し，周知を図る。
- ・ 防災訓練等を実施して，教職員等の防災への意識の向上を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画、資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額

1．短期借入金の限度額

50億円

2．想定される理由

運営費交付金の受入に遅延が生じた場合

受託収入の受入遅延及び収納状況による執行額との相違による資金不足が生じた場合

予定外退職者の発生に伴う退職手当の支給が生じた場合

予見し難い事故などの発生により緊急に必要となる対策費が生じた場合

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産の譲渡、担保に供する計画はない

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

重点研究・開発業務へ充当

広報・研究成果発表の充実

教職員の能力開発の推進

施設・設備の整備

教職員、共同利用研究者等の安全管理、福利厚生の実施

大学院教育の充実

社会貢献活動の拡充

に充てる。

その他

1．施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・小規模改修	総額 1,165	施設整備費補助金(1,165百万円)
・立川移転事業		

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

方針

- ・ 研究者については、任期制の活用や公募制の導入等柔軟な人事により、優秀な人材の機動的確保並びに流動性の向上を図る。
- ・ 事務職員・技術職員等については、他の国立大学法人等との人事交流を行い、それぞれの職種に応じた専門的な研修等の実施を通じて、各職員の能力開発や意識改革並びに効率的な業務運営を図る。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 459人
また、任期付職員数見込みを20人とする。

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 5,267百万円(退職手当を除く)

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	19,932
施設整備費補助金	1,165
自己収入	63
雑収入	63
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,851
計	24,011
支出	
業務費	19,995
教育研究経費	17,735
一般管理費	2,260
施設整備費	1,165
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,851
計	24,011

[人件費の見積り]

期間中総額5,267百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 退職手当については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構役員退職手当規程、職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

2 . 収支計画

平成 1 6 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	23,363
經常費用	23,363
業務費	21,132
教育研究経費	12,815
受託研究費等	2,790
役員人件費	150
教員人件費	3,091
職員人件費	2,286
一般管理費	1,030
財務費用	0
雑損	2
減価償却費	1,199
臨時損失	0
収入の部	23,363
經常収益	23,363
運営費交付金	19,250
受託研究等収益	2,790
寄附金収益	58
財務収益	0
雑益	65
資産見返運営費交付金等戻入	29
資産見返寄附金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	1,162
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,301
業務活動による支出	22,024
投資活動による支出	1,987
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	290
資金収入	24,301
業務活動による収入	22,846
運営費交付金による収入	19,932
受託研究等収入	2,790
寄附金収入	59
その他の収入	65
投資活動による収入	1,165
施設費による収入	1,165
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	290

注) 前年度よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額(290百万円)が含まれている。